

生活保護世帯に対するエアコン設置の拡充を求める意見書

厚生労働省は、昨年4月1日以降に一定の条件を満たす生活保護世帯に対して、エアコン購入費と設置費の支給を認めました。しかし、昨年3月より前に生活保護を開始された人を除外しています。その理由について、厚生労働省は、法律が「日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやり繰りにより賄うこと」としていると説明しています。

しかし、この間2013年から生活扶助基準は平均6.5%も引き下げられ、期末一時扶助、住宅扶助基準、冬季加算までも引き下げられてきました。相次ぐ基準の引き下げで、生活保護世帯の暮らしは困窮をきわめています。昨年3月より前に保護が開始された方と昨年4月以降に保護を開始された方の置かれた状況に大差がないことは明らかであり、現に貯蓄のない方に対してはすべて同様にエアコン購入費等の支給が認められるべきです。

政府におかれましては、日本全国が焦熱列島となっている今日、昨年3月より前にエアコンが設置されていない生活保護世帯にもエアコン設置の対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7月 5日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
厚生労働大臣	根本 匠	殿

宛